

生駒市新たな地域クラブ活動推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 学校部活動の地域移行を見据え、将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保し、心身の健全育成等を図るとともに、より良い地域スポーツ・文化芸術環境を目指し、新たな地域クラブ活動を行う環境を整備するため生駒市新たな地域クラブ活動推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新たな地域クラブの構築・管理・運営に関すること。
- (2) 新たな地域クラブの実施に伴う関係者間の情報共有、連絡調整。
- (3) 地域住民のスポーツ参加機会の創出。
- (4) 地域クラブ活動体制の充実に関すること。
- (5) その他新たな地域クラブの推進に関すること。

(組織)

第3条 推進協議会は、生駒市教育委員会、一般財団法人生駒市スポーツ協会、市内総合型地域スポーツクラブ、市内体育施設指定管理者、吹奏楽関係団体、文化芸術活動団体等の代表者をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年以内とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における委員に任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、教育長をもって充て、推進協議会を代表し、会務を総轄する。

3 副会長は、会長が選任し、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議（以下「推進会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 推進会議は、半数以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

3 前項の場合において、委任状を提出した者は出席者とみなす。

(専決処分)

第7条 会長は、推進会議を招集するいとまがないと認める時は、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、これを直近の推進会議に報告し、その承認を得なければならない。

(庶務)

第8条 推進協議会の庶務は、スポーツ振興課において処理する。

(施行の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月16日から施行する。